

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり酒匂川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

1 漁業権者の名称及び住所

酒匂川漁業協同組合

神奈川県小田原市桑原862-2先

2 漁業権の免許番号

内共第3号

3 変更の内容

別紙のとおり

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和8年6月1日